

小田原市監査委員公表第1号

令和3年11月4日付け監査第139号の監査結果に基づき小田原市足柄財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和4年1月27日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 篠原 弘

No.	指摘等の内容	措置状況
1	作業管理台帳として提出された書面に作業履歴の記載がなく、また財産台帳との間に関連付けもない。前年度の定期監査においても指摘したが、財産台帳及び作業管理台帳は、財産に関する情報の一覧性を確保するよう整備すべきである。	財産台帳との間に関連付け、財産に関する情報を整備した。

小田原市監査委員公表第2号

令和3年11月4日付け監査第140号の監査結果に基づき小田原市大窪財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和4年1月27日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 篠原 弘

No.	指摘等の内容	措置状況
1	施業管理台帳として提出された書面に施業履歴の記載がなく、また財産台帳との間に関連付けもない。前年度の定期監査においても指摘したが、財産台帳及び施業管理台帳は、財産に関する情報の一覧性を確保するよう整備すべきである。	財産台帳との間に関連付け、財産に関する情報を整備した。

小田原市監査委員公表第3号

令和3年11月4日付け監査第141号の監査結果に基づき小田原市早川財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和4年1月27日

小田原市監査委員 数馬 勝  
小田原市監査委員 近藤 正道  
小田原市監査委員 篠原 弘

No.	指摘等の内容	措置状況
1	施業管理台帳として提出された書面に施業履歴の記載がなく、また財産台帳との間に関連付けもない。前年度の定期監査においても指摘したが、財産台帳及び施業管理台帳は、財産に関する情報の一覧性を確保するよう整備すべきである。	財産台帳との間に関連付け、財産に関する情報を整備した。
2	財産台帳において、自ら管理する山林と他の者に分収させている山林の別の根拠を確認できない筆（早川桜山1426-7）があった。分収契約書又は登記簿等の証憑により当該筆の権利関係を明確にし、財産台帳に明示しておく必要がある。	地上権設定契約書により当該筆の権利関係を確認し、財産台帳に明示した。

小田原市監査委員公表第4号

令和3年11月4日付け監査第142号の監査結果に基づき小田原市下府中財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和4年1月27日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 篠原 弘

No.	指摘等の内容	措置状況
1	施業管理台帳として提出された書面に施業履歴の記載がなく、また財産台帳との間に関連付けもない。前年度の定期監査においても指摘したが、財産台帳及び施業管理台帳は、財産に関する情報の一覧性を確保するよう整備すべきである。	財産台帳との間に関連付け、財産に関する情報を整備した。

小田原市監査委員公表第5号

令和3年11月4日付け監査第144号の監査結果に基づき小田原市豊川財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和4年1月27日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 篠原 弘

No.	指摘等の内容	措置状況
1	施業管理台帳として提出された書面に施業履歴の記載がなく、また財産台帳との間に関連付けもない。前年度の定期監査においても指摘したが、財産台帳及び施業管理台帳は、財産に関する情報の一覧性を確保するよう整備すべきである。	財産台帳との間に関連付け、財産に関する情報を整備した。

小田原市監査委員公表第6号

令和3年11月4日付け監査第145号の監査結果に基づき小田原市上府中財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和4年1月27日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 篠原 弘

No.	指摘等の内容	措置状況
1	施業管理台帳として提出された書面に施業履歴の記載がなく、また財産台帳との間に関連付けもない。前年度の定期監査においても指摘したが、財産台帳及び施業管理台帳は、財産に関する情報の一覧性を確保するよう整備すべきである。	財産台帳との間に関連付け、財産に関する情報を整備した。

小田原市監査委員公表第7号

令和3年11月4日付け監査第147号の監査結果に基づき小田原市片浦財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和4年1月27日

小田原市監査委員 数馬 勝  
小田原市監査委員 近藤 正道  
小田原市監査委員 篠原 弘

No.	指摘等の内容	措置状況
1	施業管理台帳として提出された書面に施業履歴の記載がなく、また財産台帳との間に関連付けもない。前年度の定期監査においても指摘したが、財産台帳及び施業管理台帳は、財産に関する情報の一覧性を確保するよう整備すべきである。	財産台帳との間に関連付け、財産に関する情報を整備した。
2	財産台帳において、自ら管理する山林と他の者に分収させている山林の別の根拠を確認できない筆（根府川扇ベラ663-3外2筆）があった。分収契約書又は登記簿等の証憑により当該筆の権利関係を明確にし、財産台帳に明示しておく必要がある。	地上権設定契約書により当該筆の権利関係を確認し、財産台帳に明示した。
3	同一の林道の復旧工事が、1か月の間に工期を一部重複して3件、少額随意契約（地方自治法施行令第167条	同一とみなされている3件の工事のうち1件は年度当初から関係団体等と調整し、施工時期を令和2年度末で調

の2第1項第1号に規定する随意契約)により同一業者により施工されていた。分割発注が疑われる内容であり、財産区の工事においても、小田原市契約規則の規定に基づき適正に執行する必要がある。

整していたが、当該工事施工中に生じた周辺環境等の影響により、その他2件の工事を速やかに実施せざる得ない状況となった。緊急を要し短期間での施工が急務となったその他2件の工事を実施するために、当該林道の開設工事に携わり、過去にも当該財産区の工事を請け負った実績のある業者を中心に、林道工事等の実績のある業者を指名した。

今後の工事等についても小田原市契約規則の規定に基づき適正な執行に努めたい。

小田原市監査委員公表第8号

令和3年11月4日付け監査第148号の監査結果に基づき小田原市曾我財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和4年1月27日

小田原市監査委員 数馬 勝  
小田原市監査委員 近藤 正道  
小田原市監査委員 篠原 弘

No.	指摘等の内容	措置状況
1	施業管理台帳として提出された書面に施業履歴の記載がなく、また財産台帳との間に関連付けもない。前年度の定期監査においても指摘したが、財産台帳及び施業管理台帳は、財産に関する情報の一覧性を確保するよう整備すべきである。	財産台帳との間に関連付け、財産に関する情報を整備した。